

報道関係者 各位

以下のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1 被処分者等

被処分者	処分の種類 及び程度	処分理由
北九州市立小倉北特別支援学校 常勤講師 <small>はまだ</small> 濱田 <small>とくぞう</small> 徳造 (男性・65歳)	懲戒処分 免職	飲酒運転

2 処分年月日 令和2年6月26日(金)

3 事案の概要

男性講師は、令和2年6月8日(月)正午頃から午後1時頃までの間、自宅で昼食を1人でとりながら、ビール350ミリリットル缶2本、焼酎約180ミリリットルを飲んだ。

午後4時頃、酒気を帯びていることを認識しながら、普通自動車を約5分運転して、スーパーマーケットに行った。

午後4時20分頃、買い物を済ませ、スーパーマーケットの駐車場に駐車していた普通自動車に乗車し、運転しようとした際、誤ってギアをリバースに入れたため、後方に駐車していた無人の自動車に接触させたが、降車して状況を確認することなく、そのまま自宅に向かって運転した。

午後4時30分頃、接触事故の目撃者からの通報により自宅前にいた警察官から呼気検査を受け、呼気中のアルコール濃度が酒気帯び運転の基準値(1リットル当たり0.15ミリグラム)以上の数値(1リットル当たり0.59ミリグラム)であったため、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。

(問合せ先)

教育委員会教職員課

服務争訟担当課長 上野

電話 093-582-2372